明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件（**金融庁・法務**一）　一
○市の名称変更の件（**総務**一）　二
○法務大臣が指定する電子署名の方式等に関する件の一部を改正する件（**法務**一）　四
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十条の規定による指定の件の一部を改正する件（**同**二）　六
○日本国に帰化を許可する件（**同**三）　七
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の業務を廃止した件（**農林水産**一）
○保安林の指定をする件（**同**二～九）
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一～四）
○航路標識に関する件（**海上保安庁**一～七）
○水路測量の実施に関する件（**同**八）
○道路に関する件（**関東地方整備局**一）
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一）
○都市計画に関する件（**同**一～四）
○道路に関する件（**九州地方整備局**一）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　法務省　会計検査院　群馬県　大阪府

〔叙位・叙勲〕

〔褒賞〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）

〔資料〕

閣議決定等事項

〔公告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

特殊法人等

公立学校共済組合役員の退職及び就職関係

会社その他

告示

○金融庁・法務省告示第一号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項（同令第十二条において準用する場合を含む。）の会社並びに社債等登録法施行規則（昭和十七年大蔵省令第一号）第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件（昭和十七年四月大蔵省・司法省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月四日

金融庁長官　三國谷勝範
法務大臣　仙谷　由人

東京都千代田区内幸町二丁目一及び二中「株式会社新生銀行」を「株式会社新生銀行本店」に改め、四中株式会社筑波銀行の項の次に「株式会社新生銀行　東京都品川区上大崎二丁目株式会社新生銀行事務集中部」に改め、四中株式会社筑波銀行の項の次に「株式会社新生銀行　東京都品川区上大崎二丁目株式会社新生銀行事務集中部」を加える。

○総務省告示第一号

市の名称変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三条第五項の規定により埼玉県蓮田市から次のとおり市の名称を変更する報告があった旨、同条第六項の規定により埼玉県知事から通知があったので、同条第七項の規定により、告示する。

平成二十三年一月四日

総務大臣　片山　善博

一　変更後の名称　蓮田市
二　名称を変更する日　平成二十三年一月四日

○法務省告示第一号

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第九条第一項及び第二項（同令第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務大臣が指定する電子署名の方式等に関する件（平成十九年法務省告示第百二号）の一部を次のように改正する。

この改正は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十三年一月四日

法務大臣　仙谷　由人

1に次のように加える。

(7)　セコムパスポート　ｆｏｒ　Ｇ－ＩＤ（セコムトラストシステムズ株式会社）

○法務省告示第二号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十条の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十条の規定による指定の件（平成十三年法務省告示第四百四十九号）の一部を次のように改正する。

この告示は、平成二十三年一月三十一日から効力を生ずる。

平成二十三年一月四日

法務大臣　仙谷　由人

「福岡法務局吉井支局」を削る。

○法務省告示第三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十三年一月四日

法務大臣　仙谷　由人

住所　静岡県御前崎市御前崎1623番地1
曲小龍　昭和55年2月15日生

住所　大阪市鶴見区今津中4丁目1番27号
朱双燕　昭和43年11月25日生

住所　静岡市清水区蒲原751番地10
李宋音　平成10年5月28日生

林浒征　昭和46年10月4日生

陳杉　昭和47年11月16日生

林成浩　平成9年6月8日生

林成博　平成17年11月24日生